

石川県公報

平成 27 年 4 月 1 日 (水曜日)

号 外

(第 35 号)

目 次

公 告
○宅地建物取引士講習の指定公告

(建築住宅課) 1

公 告

宅地建物取引士講習の指定公告

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下「法」という。）第22条の2第2項（法第22条の3第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により、法第18条第1項の規定に基づき石川県知事の登録を受けている者（以下「登録者」という。）で宅地建物取引士証の交付を受けようとするものが受講しなければならない講習を次のとおり指定した。

平成27年4月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 公益社団法人石川県宅地建物取引業協会が、法第22条の2第2項の講習として実施する講習
- 登録者がやむを得ない事情により1の講習を受講することができない場合にあっては、他の都道府県知事が法第22条の2第2項の規定により指定する講習で、石川県知事が特に認めたもの

